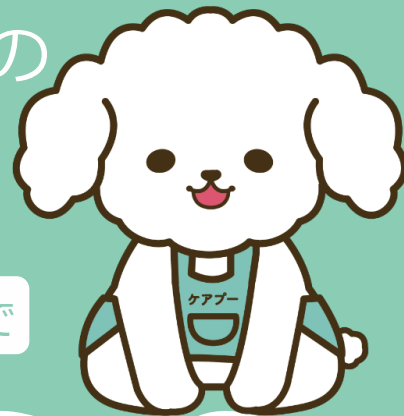


ケアプランデータ連携システムの ライセンス料を補助します

申請期間：令和6年10月中旬～令和7年2月14日まで



補助 対象者

松戸市内の介護事業所等を運営する者
※対象サービスについてはホームページでご確認ください。
※令和6年度に給付実績があり、申請日以降も継続する予定であることが条件です。

補助対象 経費

令和6年度利用分のケアプランデータ連携システム年間ライセンス料（21,000円）全額補助

※事業所番号1つにつき、1ライセンス必要となります。
※令和6年4月1日から令和7年2月14日までに申し込みしたものが対象です。

申請の 流れ

申請書類を提出→指定の口座に振り込み



市ホームページ

申請 書類

※申請にはライセンス料の申し込みまたは支払いが分かるもの及び業務改善計画書の添付が必要です。
※申請書類はホームページからダウンロードしてください。

FAQ

これら以外にも HP に掲載されているのでご確認ください。

Q ケアプランデータ連携システムとは？

A 令和5年4月に厚生労働省が構築したシステムのことで、これまで居宅介護支援事業者と介護サービス事業者間で FAX や郵送で行っていたケアプラン等のやりとりを**データで行うことにより、人件費の削減や転記ミスの解消が見込まれ、コスト削減や業務効率化**につなげるものです。

Q いつからのいつまでの経費が対象になるのか。

A 令和6年4月1日以降に利用開始(更新)したものが対象となります。ただし、申請期限は令和7年2月14日必着(令和7年2月14日までに申し込みが完了しているものに限る)となりますのでご注意ください。

Q 市内に事業所が複数あるが、事業所ごとに申請すれば良いか。

A **事業所番号(1ライセンス)ごとに申請が必要になります。**一つの法人で複数ライセンス導入する場合は複数の申請が必要になります。

Q 更新の場合も対象になるのか。

A 令和6年度利用分であれば対象になります。

例1) ①事前申請 令和6年2月1日

※利用更新はライセンスの残存日数が60日以下になるとお手続きが可能

②利用更新 令和6年4月1日⇒令和6年度のため、対象となります。

例2) ①事前申請 令和6年1月31日

※利用更新はライセンスの残存日数が60日以下になると、お手続きが可能

②利用更新 令和6年3月31日⇒令和5年度のため、対象外となります。

③事前申請 令和7年1月31日

④利用更新 令和7年3月31日⇒令和6年度のため、対象となります

お問い合わせ

松戸市介護保険課総務企画班

TEL : 047-366-7370

MAIL : mckaigo@city.matsudo.chiba.jp